

第2章 転落事故の再発防止に向けて

1 事故後の対応

(1) 全学校園に対する事故の周知と緊急点検調査の指示

事故当日の平成23年10月12日(水)午後5時30分に臨時全市校園長会を開催した。

この会議で学校教育部長が事故の概要説明を行い、二度とこのような事故を起こさないための安全管理の徹底と再発防止に向けて、ソフト面、ハード面の点検を指示した。

続いて学校管理部長からこの事故を受けて転落事故防止のために、23項目の緊急安全点検(窓のそばに足をかけて上ることができる台などはないか、危険箇所には掲示物などで注意喚起を図っているか、教職員が危険箇所などの安全点検もしているか、など)を各学校園において10月13日(木)中に実施するとともに、転落事故の原因となりうる備品の撤去又は移動、児童等への安全指導、注意喚起のためシールなどによる危険表示等の安全対策を行うことを指示した。

最後に、教育長より「本日、市立東深井小学校で発生した、児童が校舎から転落して死亡した事故は、安全であるべき学校においてあってはならないことである。学校においては児童等の安全を第一に考えるべきであり、二度とこのような痛ましい事故が起こらないよう、各学校園では、すべての教職員が安全点検を行い、さらに安全管理の一層の徹底を図ること。窓下に足掛りとなるものは絶対に置かないようにする、窓から身を乗り出せば転落する危険があることを児童等に理解させ、日頃から児童等の安全に対する意識の高揚を図るとともに、危険を予測し回避する能力を育成する安全指導を十分に行うなど、管理職はもとより全教職員は児童等の命を預かっていることを念頭において安全第一で指導にあたらなければならない。」と指示をした。

(2) 教育委員会事務局による緊急点検調査と対応

10月13日(木)に全学校園による緊急点検を実施するとともに、この緊急点検結果を基に、10月15日(土)、16日(日)の両日、教育委員会事務局職員が全学校園を訪問し、改めて学校と共同で詳細に点検及び改善対策(指導)を行った。その中で転落の危険と思われる箇所のうち、即座に改善できる部分については指導や提言を行った。その結果は以下のとおりである。(集計結果は18～19ページのとおり。なお幼稚園、高等学校、支援学校については特に問題がなかったため省略。)

◀緊急点検の結果と対応【施設・備品等】▶

○ 窓際の足台や足掛りとなる備品類について

10月13日の学校による緊急調査では、全小中学校137校中65校が窓際に備品類を置いていたが、直ちに撤去又は教室側へ移動するなどの指示をし、全ての小中学校で撤去又は移動が完了した。

○ 窓際の足台や足掛りとなる造り付けの書架、流し台等

全小中学校137校中126校が窓際に造り付けの書架、流し台等を置いていたが、すぐに撤去や移動ができないため、取り急ぎ危険表示の掲示や窓の開閉制限器具（20～21ページ参照）を設置するとともに、児童等への指導を徹底するよう指示した。今後、学校の状況に応じて、順次撤去や手すりの設置を行う等の安全対策を講じることとした。

○ 窓が正常に開閉できない

窓が正常に開閉できない小学校3校については、戸車の老朽化が原因であり直ちに修繕を行った。

○ 屋上

屋上の防護フェンスに穴あきや腐食の箇所がある小中学校が3校あり、この内1校に指示し直ちに修繕を行った。他の2校には防護フェンスを取替えることで対応した。

屋上のタラップが児童等の手の届く低い位置に設置されている中学校が1校あり、タラップの低い部分を撤去した。

なお、児童等が屋上に上ることができないよう出入口の施錠が正常に行われていることを全ての小中学校で確認している。

○ 建物外部の庇

建物外部の庇に容易に出ることができるとした中学校が7校あった。聞き取りの結果、例えば、教室から庇に下りる、縦樋をつたって庇に上る、2階廊下から玄関庇に下りるなど、いずれも児童等の意図的な危険行動がみられる内容であった。児童等への指導を強化するとともに、各学校の実情に応じて窓にストッパーをつける等の施設面での対応を行う。

○ その他

上記以外の危険箇所への注意喚起の掲示、手すり等のネジの締直しなどの小修繕を行った。

転落防止対策緊急調査結果（施設・備品等）

		内 容		小学校(94校)		中学校(43校)	
				学校緊急調査時 (10月13日)	市教委調査時 (10月15・16日)	学校緊急調査時 (10月13日)	市教委調査時 (10月15・16日)
				該当箇所のある学校数	該当箇所のある学校数	該当箇所のある学校数	該当箇所のある学校数
建物 内部	窓	足台や足掛りとなるものがある	(例: 備品、消耗品、 その他物品)	50	0	15	0
			(例: 造り付けの書架、 流し台等)	89	89	37	37
		手すりが堅牢に設置されていない	7	0	3	0	
		窓が正常に開閉できない	5	3	1	0	
		危険箇所に掲示物等効果的な表示による禁止行為の注意喚起を図っていない	35	0	19	0	
	吹抜け	腰壁部分に足台や足掛りとなるものがある	0	0	2	0	
		手すりがある場合、堅牢に設置されていない	0	0	1	0	
		危険箇所に掲示物等効果的な表示による禁止行為の注意喚起を図っていない	7	0	3	0	
	建物 外部	屋上	屋上への出入口が施錠されていない	0	0	0	0
			屋上の防護フェンスに穴開きや著しい腐食がある	5	2	2	1
タラップ等がある場合、簡単によじ登れる			6	0	3	1	
児童・生徒が近づく可能性のある天窓に防護柵やネットを設置していない			1	0	0	0	
危険箇所に掲示物等効果的な表示による禁止行為の注意喚起を図っていない			19	0	13	0	
バルコニー 庇		庇等に容易に出ることができる	9	0	10	7	
		バルコニーに安全な手すりが設置されていない	0	0	1	0	
		バルコニーに足台や足掛りとなるものがある (例: 備品、消耗品、その他物品)	1	0	0	0	
		危険箇所に掲示物等効果的な表示による禁止行為の注意喚起を図っていない	21	0	12	0	

※ 対策が完了したものは「0」とした。

《緊急点検の結果と対応【安全指導等】》

○ 子どもの危険な行動について

緊急調査では、本年度、各学校で1回でも児童等が窓から身を乗り出す、傘立てに乗って遊ぶ、樋を上る、庇に出るなど、転落につながる危険な行動が見られたと報告のあった学校は、小学校6校、中学校21校であった。

このうち小学校4校、中学校20校については、市教委調査時に保護者にも連絡し、危険な行動を繰り返さないよう指導しており改善がみられたことを15、16日に確認した。

窓にストッパーをつける等の物理的な対策を行い、今後も継続して指導が必要であると考えられる小学校2校、中学校1校については、日常的な指導や見守り体制を強化するよう指示をした。

○ 休憩時間等の定期的な巡回について

休憩時間等の定期的な巡回を行っていない学校は、小学校15校であった。小学校では、担任教諭が教室に残り、児童の対応に当たっている場合が多いことが原因と考えられる。教育委員会事務局による点検指導後は、すべての小中学校で巡回を行うこととした。

転落防止対策緊急調査結果（安全指導等）

内 容	小学校(94校)		中学校(43校)	
	学校緊急調査時 (10月13日)	市教委調査時 (10月15・16日)	学校緊急調査時 (10月13日)	市教委調査時 (10月15・16日)
	該当箇所のある学校数	該当箇所のある学校数	該当箇所のある学校数	該当箇所のある学校数
児童・生徒に危険行為に関する指導をしていない	0	0	0	0
児童・生徒に危険な行動がある	6	2	21	1
定期的に、教職員が危険箇所等の安全点検を行っていない	0	0	0	0
暗幕(カーテン)など窓の開閉状態が判別できないものを使用する場合、教職員が窓の開閉状況について注意していない	0	0	0	0
特に事故が多発している休憩時間中や放課後に、教職員が定期的な巡回を行っていない	15	0	0	0
保健等の学習の中で、児童生徒が自ら安全に行動することができる資質能力を育んでいない	0	0	0	0

※ 対策が完了したものは「0」とした。

(3) 点検結果を受けての緊急対策

① 窓側に造り付けられた傘立て・靴箱の撤去

児童等の転落防止対策のため、「窓側に設置の傘立て・造り付けの靴箱等の調査について（依頼）」(平成23年10月17日付教施第1313号)を教育委員会事務局から全学校園に通知し、撤去等の安全対策が必要な傘立て、靴箱等の個数調査を行った。その結果は、傘立ては小学校1,536台、中学校542台、靴箱は小学校720台、中学校174台であった。

今回の事故を受け、平成23年度予算の予備費を活用し窓際の造り付けの傘立てや靴箱の撤去工事を行うこととした。ただし、教育活動に支障があるなど撤去できない場合は、学校において窓の開閉制限等安全対策を講じた。

*撤去工事については平成24年3月末、完了予定。

造り付けの傘立ての撤去例

(撤去前)



(撤去後)



② 張り紙等による注意喚起

児童等の転落防止対策のため、防災設備（消火栓や救助袋）や廊下の手洗い場、家庭科室の流し台、理科室の作業台、音楽室の物入れ、図書室の書架など、学校教育活動の必要上どうしても窓際から撤去できない場合の安全対策の一つとして、危険箇所シールや掲示物など効果的な表示により禁止行為の表示を行った。

危険表示の掲示例



消防法上必要な消火栓や救助袋の危険表示例とカラーコーンによる立入制限例



③ 開閉制限器具の設置

防災設備（消火栓や救助袋）や廊下の手洗い場、家庭科室の流し台、理科室の作業台、音楽室の物入れ、図書室の書架など、学校教育活動の必要上どうしても窓際から撤去できない場合、児童等の転落防止対策のための安全対策の一つとして、危険箇所の窓に開閉制限器具の設置を行った。

開閉制限器具の設置例



④ 児童等への指導

- 緊急安全点検の結果にもとづき、危険箇所の明示や立入禁止、使用禁止等の措置を講じ、児童等への危険箇所の周知及び注意喚起を徹底した。
- 危険行為が事故につながることを踏まえ、PTA活動として校内安全点検指導を実施するなど保護者との連携を強化し、家庭と学校が一体となって安全に行動するよう児童等に指導を徹底していくこととした。

2 学校園における事故の防止に向けた検討について

東深井小学校における転落事故の発生以来、二度とこのような転落事故を発生させないために、教育委員会では各学校園に緊急対策を講じてきた。今後は本件事故についての反省から、児童等が安心して学校生活を送れるよう、より一層の施設の安全対策を行い、安全管理を徹底するとともに、安全教育の充実を図っていく必要がある。

そのため、転落事故を含めた学校園における事故防止に向けて、学識経験者の専門的な助言を得ながら、窓際から撤去できない施設設備についての対策や手すりの設置など、学校環境の安全向上に向けた施設設備の改善や、危険を除去していく安全管理システムの構築を図るよう対策を検討する。

また、学校安全においてはすべての教職員の安全管理・危機管理意識が重要であることから、その意識の向上に向けた取組を推進する。

さらに、児童等が自ら危険を予測し、回避する能力を身につけられるようその心身の発達を踏まえた安全学習と安全指導を充実させる。

その他、学校園で教育活動を行う上で起こりうる事故の未然防止に向け、必要となる安全対策について検討する。

第3章に、その具体的対策について述べる。